

(ヲ)訂正スルコト

四 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不
明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交
付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

舶船ニ付テ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ
赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第四十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘタルトキ
ハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノ
アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ
上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スルコト

二 申告書ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコト

三 照査表第七欄及第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢

算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ
小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ

四 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ個所ニ記入
スルコト

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ
照査表ト各申告書トヲ對照シ符號スルヤ否ヤヲ検査

シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第五十條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申
告書指定ノ個所ニ検印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ

照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十一條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ
一括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期
限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補 則

第五十二條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村
若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長

若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域

ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官

及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳及

北海道廳支廳ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長

及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアル

ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

新規應徵士前收補給限度額及

徵用扶助限度額の引上

新規應徵士の前收入の補給限度額及徵用扶助の限度

額に就ては、從來寡少に過ぐるとの意見少からず、政

府も襄に「被徵用者等勤勞接護強化要綱」に於て之が

引上を決定したのであるが、厚生省は昭和三十年九月

十七日其の具體的引上額を決定すると共に、九月分よ

り實施することとし、左の如く當局談を發表した。

國民徵用の徹底に伴ふ新規應徵士の年齢構成の變化及

シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第五十條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ申

告書指定ノ個所ニ検印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ

照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十一條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ
一括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期

限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第五十二條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村
若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

三十歳以上、三十五歳未滿、三十五歳以上、四十歳未

満、四十歳以上の三階級を設け其の補給限度を順次高
額とし、例へば四十歳以上に於ては百四十圓と定めら
れ從前に比較すれば五十圓の引上となつたのである。
扶養家族を有する者に對しては別表(二)の如く更に扶養
家族一人に付十圓宛補給限度が増加するのであるから
例へば扶養家族四人を有する満四十歳の新規應徵士は
百八十圓迄前收補給を受けれる譯である。

尙現に補給を受けつゝある者のみならず從前の限度額
の關係で既に一應補給の廢止された者に對しても今回
の引上は適用されるのであるから後者の場合今再び
改定限度額の範圍で補給を受けることが出來る。

尙當局に於ては限度額の引上と共に補給規定の合理化

も併せて考慮し補給制度の徹底を期する積りであるが、
應徵士諸氏に於ては今回の政府の措置を諒とし倍舊の

意氣を以て勤勞挺身に邁進して戴きたいのであるが、
工場側に於ても補給の迅速、適確を期する上に於て一

段の努力を拂ふと共に、徒に補給制度に依存すること
なく此際給與の適正化に付深甚の考慮を拂ふ必要があ
る。

次に國民徵用扶助規則の生活扶助限度額に付ても今回
其の額を別表(二)の如く引上げられることになつた。之
に依り特別の事情の爲特に生活困難な應徵士家族の生
活接護も改善されるのであるが、之が徹底に付ては市
町村等直接事務取扱機關の格段の努力をお願ひ致した
いのである。

尙當局に於ては補給限度額及扶助限度額の引上げ以外
の勤勞接護に付ても強化徹底を期すべく日下成案を急
いでゐる次第である。

別表(一) 年令階級別補給限度額

新舊對照表

別表(三) 國民徵用扶助規則ニ依ル生活扶助費改正限度額ト現行限度額トノ比較

(一) 引揚民事務所(以下事務所と稱す)は門司、

、要領

對する應急保護の實施に當らしむる爲關係府縣に

人東北戰爭の終結に伴ひ本州・九州・四國・及北海道(以下内地と稱す)以外の地域より内地に引揚を爲す者内也。この四年(西暦一九四八・一九四九・一九五〇・一九五一)

一
方
金

引揚民事務所の設置

大東亜戦争の終結に伴ひ、外地及外國より内地に引揚を爲す者及び内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に對する應急保護の事務に當らしむる爲め、政府は關係府縣に引揚民事務所を設置せしむることとし、昭和三十年九月三十日其の要領を左の如く制定した。

引揚民事事務所設置に關する件

大東亞戰爭の終結に伴ひ本州・九州・四國・及北海道(以下内地と稱す)以外の地域より内地に引揚を爲す者を日邑(日本)にて安置する事(日島・第三子)

對する應急保護の實施に當らしむる爲關係府縣に於ける事務所の設置等

(一) 弁護民事務所(以下事務所と稱す)は同司
下關其の他厚生大臣及事務大臣の指定する地に

設置し其の他の地には必要に應じ事務所の出張所を設けしむるものとす。

(二) 事務所は所在地所管の地方長官の管理に屬

し左に掲ぐる事項を掌るものとす
（一）引揚民の接待、誘導其の他輔導接護に關する事項

(二) 食糧其の他生活必需物資の供與に關する事項

(三) 應急醫療及助產に關する事項

(四) 宿舎の斡旋及提供其の他施設の設営に關する事項